

教育委員会危機管理マニュアル【改訂版】(平成24年3月)

関係法令等

《目次》

●国家賠償法	1
●民法	1
●刑法	2
●銃砲刀剣類所持等取締法	3
●少年法	3
●学校教育法	4
●学校教育法施行規則	4
●学校保健安全法	4
●学校保健安全法施行令	5
●学校保健安全法施行規則	6
●学校給食法	8
●学校給食衛生管理基準	10
●腸管出血性大腸菌感染症の学校保健法上の取扱い等について	10
●独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令	10
●道路交通法	11
●自動車損害賠償保障法	11
●交通安全対策基本法	11
●水道法	12
●水道法施行規則	12
●水質基準に関する省令	13
●学校事業所等水道条例	13
●学校事業所等水道条例施行規則	14
●建築物における衛生的環境の確保に関する法律	15
●建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令	15
●建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	16
●毒物及び劇物取締法	18
●学校における毒物及び劇物の適正な管理について	18
●消防法	23
●失火ノ責任ニ関スル法律	23
●災害対策基本法	24

●国家賠償法

第1条（公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権）

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

- 2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第2条（公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく損害の賠償責任、求償権）

道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

- 2 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。

第3条（賠償責任者）

前二条の規定によつて国又は公共団体が損害を賠償する責に任ずる場合において、公務員の選任若しくは監督又は公の営造物の設置若しくは管理に当る者と公務員の俸給、給与その他の費用又は公の営造物の設置若しくは管理の費用を負担する者とが異なるときは、費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責に任ずる。

- 2 前項の場合において、損害を賠償した者は、内部関係でその損害を賠償する責任ある者に対して求償権を有する。

●民法

第709条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によつて他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

第714条（責任無能力者の監督義務者等の責任）、

前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかつたとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであつたときは、この限りでない。

- 2 監督義務者に代わつて責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。

第715条（使用者等の責任）、

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであつたときは、この限りでない。

- 2 使用者に代わつて事業を監督する者も、前項の責任を負う。
- 3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによつて他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
- 3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

第722条（損害賠償の方法及び過失相殺）

第四百十七条の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。

- 2 被害者に過失があつたときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

●刑法

第 117 条 (激発物破裂)

火薬、ボイラーその他の激発すべき物を破裂させて、第 108 条に規定する物又は他人の所有に係る第 109 条に規定する物を損壊した者は、放火の例による。第 109 条に規定する物であって自己の所有に係るもの又は第 110 条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた者も、同様とする。

2 前項の行為が過失によるときは、失火の例による。

第 130 条 (住居侵入等)

正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

第 199 条 (殺人)

人を殺した者は、死刑又は無期若しくは 5 年以上の懲役に処する。

第 204 条 (傷害)

人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 220 条 (逮捕及び監禁)

不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

第 222 条 (脅迫)

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

第 224 条 (未成年者略取及び誘拐)

未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

第 225 条 (営利目的等略取及び誘拐)

営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第 225 条の 2 (身の代金目的略取等)

近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 人を略取し又は誘拐した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、前項と同様とする。

第 228 条 (未遂罪)

第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに前条第一項から第三項まで及び第四項前段の罪の未遂は、罰する。

第 233 条 (信用毀損及び業務妨害)

虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第 234 条 (威力業務妨害)

威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

第 235 条 (窃盗)

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 249 条 (恐喝)

人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

第 254 条 (遺失物横領)

遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第 260 条 (建造物等損壊及び同致死傷)

他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の懲役に処する。よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

●銃砲刀剣類所持等取締法

第22条（刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止）

何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。ただし、内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが八センチメートル以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のものについては、この限りでない。

●少年法

第3条（審判に付すべき少年）

次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。

1. 罪を犯した少年
 2. 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年
 3. 次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年
 - イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。
 - ロ 正当の理由がなく家屋に寄り附かないこと。
 - ハ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出すること。
 - ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。
- 2 家庭裁判所は、前項第2号に掲げる少年及び同項第3号に掲げる少年で14歳に満たない者については、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、これを審判に付することができる。

●学校教育法

第35条（児童の出席停止）

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

第49条（準用規定（中学校））

第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

●学校教育法施行規則

第1条（設備及び環境）

学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

2 学校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない。

●学校保健安全法

第5条（学校保健計画の策定等）

学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第6条（学校環境衛生基準）

文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第九条第一項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五十七号）第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第十八号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第13条（児童生徒等の健康診断）

学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒の健康診断を行うものとする。

第19条（出席停止）

校長は、感染症にかかっている、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第20条（臨時休業）

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

第23条（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

第26条（学校安全に関する学校の設置者の責務）

学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第27条（学校安全計画の策定等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第28条（学校環境の安全の確保）

校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

●学校保健安全法施行令

第5条（保健所と連絡すべき場合）

法第十八条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第十九条の規定による出席停止が行われた場合

二 法第二十条の規定による学校の休業を行つた場合

第6条（出席停止の指示）

校長は、法第十九条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

第7条（出席停止の報告）

校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

第18条（保健所との連絡）

学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

第19条（出席停止）

校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

●学校保健安全法施行規則

第1条（環境衛生検査）

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号。以下「法」という。）第五条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、法第六条に規定する学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。

第2条（日常における環境衛生）

学校においては、前条の環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。

第9条（事後措置）

学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行つたときは、二十一日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。）に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第十四条の措置をとらなければならない。

- 一 疾病の予防処置を行うこと。
- 二 必要な医療を受けるよう指示すること。
- 三 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
- 四 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。
- 五 特別支援学級への編入について指導及び助言を行うこと。
- 六 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。
- 七 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。
- 八 机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編制の適正を図ること。
- 九 その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。

2 前項の場合において、結核の有無の検査の結果に基づく措置については、当該健康診断に当たつた学校医その他の医師が別表第一に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせることで決定する指導区分に基づいて、とるものとする。

第18条（感染症の種類）

学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。次号及び第十九条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）
- 二 第二種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱及び結核
- 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項 から第九項 までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

第19条（出席停止の期間の基準）

令第六条第二項 の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

- 一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- 二 第二種の感染症（結核を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。
 - イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、解熱した後二日を経過するまで。
 - ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで。
 - ハ 麻しんにあつては、解熱した後三日を経過するまで。
 - ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺の腫脹が消失するまで。
 - ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。
 - ヘ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。
 - ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。
- 三 結核及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- 六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

第20条（出席停止の報告事項）

令第七条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

- 一 学校の名称
- 二 出席を停止させた理由及び期間
- 三 出席停止を指示した年月日
- 四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数
- 五 その他参考となる事項

第21条（感染症の予防に関する細目）

校長は、学校内において、感染症にかかつており、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十九条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

- 2 校長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。
- 3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

第28条（安全点検）

法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

- 2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

第29条（日常における環境の安全）

学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

●学校給食法

第1章 総則

第1条 (この法律の目的)

この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

第2条 (学校給食の目標)

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

第3条 (定義)

この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

- 2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

第4条 (義務教育諸学校の設置者の任務)

義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

第5条 (国及び地方公共団体の任務)

国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

第2章 学校給食の実施に関する基本的な事項

第6条 (二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)

義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（以下「共同調理場」という。）を設けることができる。

第7条 (学校給食栄養管理者)

義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員（第十条第三項において「学校給食栄養管理者」という。）は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。

第8条 (学校給食実施基準)

文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項（次条第一項に規定する事項を除く。）について維持されることが望ましい基準（次項において「学校給食実施基準」という。）を定めるものとする。

- 2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

第9条 (学校給食衛生管理基準)

文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。）を定めるものとする。

- 2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。
- 3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第3章 学校給食を活用した食に関する指導

第10条

栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。
- 3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

第4章 雑則

第11条（経費の負担）

学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

- 2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

第12条（国の補助）

国は、私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

- 2 国は、公立の小学校、中学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者（以下この項において「保護者」という。）で生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（その児童又は生徒について、同法第十三条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。）であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

第13条（補助金の返還等）

文部科学大臣は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付をやめ、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

- 一 補助金を補助の目的以外の目的に使用したとき。
- 二 正当な理由がなくて補助金の交付の決定を受けた年度内に補助に係る施設又は設備を設けないこととなつたとき。
- 三 補助に係る施設又は設備を、正当な理由がなくて補助の目的以外の目的に使用し、又は文部科学大臣の許可を受けないで処分したとき。
- 四 補助金の交付の条件に違反したとき。
- 五 虚偽の方法によつて補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

第14条（政令への委任）

この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

●学校給食衛生管理基準

（文部科学省告示第64号 学校給食法（昭和29年法律第160号）第9条第1項の規定に基づき、学校給食衛生管理基準を次のように定め、平成21年4月1日から施行する。平成21年3月31日文部科学大臣）

（省略）

●腸管出血性大腸菌感染症の学校保健法上の取扱い等について（平成8年8月20日文部省体育局長通知）

腸管出血性大腸菌感染症が平成8年8月6日付け厚生省告示第199号により伝染病予防法上の指定伝染病に指定されたことに伴い、当該感染症を学校保健法施行規則第19条に規定する学校において予防すべき伝染病の第3類「その他の伝染病」として取り扱うことといたしました。その際の学校等における主な留意事項は、下記のとおりですので、貴管下の市町村教育委員会並びに各学校及び学校給食共同調理場等関係機関に対し、指導及び周知徹底をお願いします。

（省略）

●独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令

第5条（学校の管理下における災害の範囲）

災害共済給付に係る災害は、次に掲げるものとする。

- 一 児童生徒等の負傷でその原因である事由が学校の管理下において生じたもの。ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。
 - 二 学校給食に起因する中毒その他児童生徒等の疾病でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち、文部科学省令で定めるもの。ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。
 - 三 第一号の負傷又は前号の疾病が治った場合において存する障害のうち、文部科学省令で定める程度のもの
 - 四 児童生徒等の死亡でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち、文部科学省令で定めるもの
 - 五 前号に掲げるもののほか、これに準ずるものとして文部科学省令で定めるもの
- 2 前項第一号、第二号及び第四号において「学校の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。
- 一 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
 - 二 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
 - 四 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

●道路交通法

第64条（無免許運転の禁止）

何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで（第九十条第五項、第三百一条第一項若しくは第四項、第三百条の二第一項、第四百条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第三百条第四項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。）、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

（罰則 第一百七条の四第二号）

●自動車損害賠償保障法

第3条（自動車損害賠償責任）

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

●交通安全対策基本法

第24条（交通安全業務計画）

指定行政機関の長は、交通安全基本計画に基づき、その所掌事務に関し、毎年度、交通安全業務計画を作成しなければならない。

- 2 交通安全業務計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 交通の安全に関し、当該年度において指定行政機関が講ずべき施策
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項
- 3 指定行政機関の長は、第一項の規定により交通安全業務計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣に報告するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 前項の規定は、交通安全業務計画の変更について準用する。

●水道法

第4条（水質基準）

水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第20条（水質検査）

水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

- 2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して五年間、これを保存しなければならない。
- 3 水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

第22条（衛生上の措置）

水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

第34条の2（簡易専用水道）

簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

- 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

●水道法施行規則

第15条（定期及び臨時の水質検査）

法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 次に掲げる検査を行うこと。
 - イ 一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査
 - ロ 第三号に定める回数以上行う水質基準に関する省令の表（以下この項及び次項において「基準の表」という。）の上欄に掲げる事項についての検査

（省略）

- 2 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - 一 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に基準の表の上欄に掲げる事項について検査を行うこと。
 - 二 検査に供する水の採取の場所に関しては、前項第二号の規定の例によること。
 - 三 基準の表中一の項、二の項、三十七の項及び四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかわらず、省略することができること。
- 3 第一項第一号ロの検査及び第二項の検査は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。
- 4 第一項第一号イの検査のうち色及び濁りに関する検査は、同号ロの規定により色度及び濁度に関する検査を行った日においては、行うことを要しない。
- 5 第一項第一号ロの検査は、第二項の検査を行った月においては、行うことを要しない。

- 6 水道事業者は、毎事業年度の開始前に第一項及び第二項の検査の計画（以下「水質検査計画」という。）を策定しなければならない。
- 7 水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの
 - 二 第一項の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由
 - 三 第一項の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由
 - 四 第二項の検査に関する事項
 - 五 法第二十条第三項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容
 - 六 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

第17条（衛生上必要な措置）

法第二十二条の規定により水道事業者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。
- 二 前号の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水が、遊離残留塩素を 0.1mg/l （結合残留塩素の場合は、 0.4mg/l ）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、 0.2mg/l （結合残留塩素の場合は、 1.5mg/l ）以上とする。
- 2 前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、厚生労働大臣が定める。

第55条（管理基準）

法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期に、行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

第56条（検査）

法第三十四条の二第二項の規定による検査は、一年以内ごとに一回とする。

- 2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

●水質基準に関する省令

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第四条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

（表は省略）

●学校事業所等水道条例

第3条（水質基準）

水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

- (3) 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、知事が定める。

第7条（水質検査）

設置者は、知事の定めるところにより、給水開始前及び給水開始後3月ごとに1回以上、当該水道により供給される水の水質検査を受け、その検査を受けた日から起算して3年間その成績書を保存しなければならない。

第8条（衛生上の措置）

設置者は、知事の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

●学校事業所等水道条例施行規則

第2条（水質基準）

条例第3条第1項各号の水質基準に関し必要な事項については、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する水質基準の例による。

第6条（水質検査）

条例第7条の規定による水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について、次に掲げる事項について受けるものとする。

（省略）

第6条の2（衛生上必要な措置）

条例第8条の規定により設置者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水源地、取入口、ろ過池及び配水池等は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。
- (2) 前号の水道施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が水道施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1 mg/l（結合残留塩素の場合は、0.4 mg/l）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2 mg/l（結合残留塩素の場合は、1.5 mg/l）以上とする。

●建築物における衛生的環境の確保に関する法律

第4条（建築物環境衛生管理基準）

特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、政令で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従つて当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

- 2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。
- 3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従つて当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

第5条（特定建築物についての届出）

特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「特定建築物所有者等」という。）は、当該特定建築物が使用されるに至つたときは、その日から一箇月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、当該特定建築物の所在場所、用途、延べ面積及び構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この章並びに第十三条第二項及び第三項において同じ。）に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、現に使用されている建築物が、第二条第一項の政令を改正する政令の施行に伴い、又は用途の変更、増築による延べ面積の増加等により、新たに特定建築物に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、前項中「当該特定建築物が使用されるに至つたとき」とあるのは、「建築物が特定建築物に該当することとなつたとき」と読み替えるものとする。
- 3 特定建築物所有者等は、前二項の規定による届出事項に変更があつたとき、又は当該特定建築物が用途の変更等により特定建築物に該当しないこととなつたときは、その日から一箇月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、特定建築物のうち政令で定めるものについて前三項の規定による届出を受けたときは、その旨を都道府県労働局長に通知するものとする。

●建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令

第1条（特定建築物）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上のものとする。

- 一 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- 二 店舗又は事務所
- 三 学校教育法第一条に規定する学校以外の学校（研修所を含む。）
- 四 旅館

第2条（建築物環境衛生管理基準）

法第四条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 空気環境の調整は、次に掲げるところによること。
 - イ 空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。以下この号において同じ。）をすることができる設備をいう。二において同じ。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室における次の表の各号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給をすること。

一 浮遊粉じんの量	空気一立方メートルにつき〇・一五ミリグラム以下
-----------	-------------------------

二 一酸化炭素の含有率	百万分の十（厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあつては、厚生労働省令で定める数値）以下
三 二酸化炭素の含有率	百万分の千以下
四 温度	一 十七度以上二十八度以下 二 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
五 相対湿度	四十パーセント以上七十パーセント以下
六 気流	〇・五メートル毎秒以下
七 ホルムアルデヒドの量	空気一立方メートルにつき〇・一ミリグラム以下

ロ 機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給をすることができる設備をいう。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室におけるイの表の第一号から第三号まで、第六号及び第七号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その流量を調節して供給をすること。

ハ イの表の各号の下欄に掲げる基準を適用する場合における当該各号の上欄に掲げる事項についての測定の方法は、厚生労働省令で定めるところによること。

二 空気調和設備を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、病原体によつて居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。

二 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。

イ 給水に関する設備（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第九項に規定する給水装置を除く。ロにおいて同じ。）を設けて人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第四条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。

ロ 給水に関する設備を設けてイに規定する目的以外の目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること。

ハ 排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、当該設備の補修及び掃除を行うこと。

三 清掃及びねずみその他の厚生労働省令で定める動物（ロにおいて「ねずみ等」という。）の防除は、次に掲げるところによること。

イ 厚生労働省令で定めるところにより、掃除を行い、廃棄物を処理すること。

ロ 厚生労働省令で定めるところにより、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うこと。

第2条の二（法第五条第四項の政令で定める特定建築物）

法第五条第四項の政令で定める特定建築物は、もつぱら事務所の用途に供される特定建築物（国又は地方公共団体が公用に供するものを除く。）とする。

●建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

第4条（飲料水に関する衛生上必要な措置等）

令第二条第二号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。

一 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の〇・一（結合残留塩素の場合は、百万分の〇・四）以上に保持するようにすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、百万分の〇・二（結合残留塩素の場合は、百万分の一・五）以上とすること。

二 貯水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するため必要な措置

三 水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として前条に規定する目的のための水（以下「飲料水」という。）を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。

イ 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号。以下「水質基準省令」という。）の表

中一の項、二の項、六の項、十の項、三十一の項、三十三の項、三十四の項、三十七の項、三十九の項及び四十五の項から五十の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。

ロ 水質基準省令 の表中九の項、二十の項から三十の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。

四 地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。

イ 給水を開始する前に、水質基準省令 の表の上欄に掲げるすべての事項について行うこと。

ロ 水質基準省令 の表中、一の項、二の項、六の項、十の項、三十一の項、三十三の項、三十四の項、三十七の項、三十九の項及び四十五の項から五十の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。

ハ 水質基準省令 の表中九の項、二十の項から三十の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。

ニ 水質基準省令 の表中十三の項、十五の項から十九の項までの項及び四十四の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に、行うこと。

五 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準省令 の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

六 第四号に掲げる場合においては、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、当該飲料水について水質基準省令 の表の上欄に掲げる事項が同表の中欄に掲げる基準に適合しないおそれがあるときは、同表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

七 遊離残留塩素の検査及び貯水槽の清掃を、それぞれ七日以内、一年以内ごとに一回、定期に、行うこと。

八 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させること。

2 令第二条第二号 イの規定により給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合は、同号 イに定める基準に適合する水を供給するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努めなければならない。

●毒物及び劇物取締法

第11条（毒物又は劇物の取扱）

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

- 2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
- 3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

第12条（毒物又は劇物の表示）

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

- 2 毒物劇物営業者は、その容器及び被包に、左に掲げる事項を表示しなければ、毒物又は劇物を販売し、又は授与してはならない。
 - 一 毒物又は劇物の名称
 - 二 毒物又は劇物の成分及びその含量
 - 三 厚生労働省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称
 - 四 毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項
- 3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

第16条の2（事故の際の措置）

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

- 2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。

●学校における毒物及び劇物の適正な管理について

文初高第五〇一号

平成一二年一月一日

各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事あて

文部省初等中等教育局長依頼

学校における毒物及び劇物の適正な管理について

学校における毒物及び劇物の適正な管理については、平成一〇年一〇月二三日付け一〇初高第二五の二号「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」などにより、保管・管理の徹底、管理体制の点検強化等が図られるようお願いしたところですが、一部の大学、高等学校に対して行われた総務庁の「毒物及び劇物の保管管理に関する地方監察」（別添）において、未だ法令を遵守していない等の不適切な状況がみられる旨の指摘を受けました。

各学校においては、毒物及び劇物について、授業中等における適正な取扱いの確保をはじめとして、その保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化等を図る必要があります。また、授業等において毒物又は劇物を扱う際には、児童生徒に対し、その危険性や適正な取扱いについて十分指導する必要があります。

については、貴管下の各学校において、別紙一の点検項目を参考に点検等を実施するとともに、貴職におかれては、その対応状況を把握し、状況に応じて、必要な措置を講じるようお願いいたします。また、域内の市町村教

育委員会においても、管下の学校において同様の点検等を行うとともに、対応状況の把握を行い、状況に応じて、必要な措置を講じるよう指導願います。なお、学校で学習指導上一般的に扱われている主な毒物及び劇物の例を別紙二のとおり添付します。

(参考)

- 一 学校における毒物及び劇物の管理に関するこれまでの通知
 - (一) 学校における毒物及び劇物の適正な管理について
(平成一〇年八月一日 一〇初高第二五号初等中等教育局高等学校課長通知)
 - (二) 学校における毒物又は劇物の適正な管理について
(平成一〇年一〇月二三日 一〇初高第二五の二号初等中等教育局高等学校課長依頼)
- 二 毒物又は劇物の保管管理に関する地方監察結果報告書(平成一一年九月)における高等学校関係の指摘の概要
 - (一) 監察の対象となった高等学校六校のうち一校で、毒劇物の保管庫の一部に「医薬用外」等の表示がされていないかった。
 - (二) 監察の対象となった高等学校六校のすべてにおいて、毒劇物の使用量及び在庫量を把握していないなどの不適切な状況がみられた。
- 三 毒物及び劇物取締法(昭和二五年法律第三〇三号)により学校に課せられている義務の概要
 - (一) 毒物又は劇物の盗難や紛失を防ぐのに必要な措置を講じなければならない。(第一条第一項)
 - (二) 毒物又は劇物等が外に飛散したり、漏れたり、地下にしみ込んだりすることなどを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。(第一条第二項、第三項)
 - (三) 毒物又は劇物の容器として、飲食物の容器を使用してはならない。(第一条第四項)
 - (四) 毒物又は劇物の容器、貯蔵場所には、毒物については「医薬用外毒物」、劇物については「医薬用外劇物」と表示しなければならない。(第二条第一項、第三項)
 - (五) 毒物又は劇物等については、法令に定められた基準に適合する方法によらなければ、廃棄してはならない。(第十五条の二)
 - (六) 毒物又は劇物等が飛散したり、漏れたり、地下にしみ込むなどした場合、盗難にあたり紛失した場合には、直ちに、保健所、警察署、消防機関への届出等の措置を講じなければならない。(第十六条の二第一項、第二項)

(別紙1)

学校における毒物及び劇物の保管管理に関する点検項目

点検項目	対応状況		整備等がなされていない場合の今後の改善計画
1 専用保管庫の設置			
[cir1] 専用保管庫が整備されているか。	ア 整備されている	イ 整備されていない	
[cir2] 保管庫は鍵のかかるものとしているか。	ア 鍵のかかるものである	イ 鍵はかからない	
[cir3] 保管庫は毒劇物専用のものとし、一般薬品等との区分収納がなされているか。	ア 区分収納している	イ 区分収納していない	
[cir4] 保管庫以外のものに保管されていないか。	ア 保管庫以外にはない	イ 保管庫以外にもある	
2 保管庫の施錠			
[cir1] 保管庫の施錠に関する確認や点検は責任ある者が行っているか。	ア 責任ある者が行っている	イ 各教職員が個々に行っている	
[cir2] 鍵の保管について管理責任者を定めて管理しているか。	ア 管理責任者が管	イ 管理責任者を定めていない	

	理している		
[cir3] 保管庫の施錠に関して、教職員に注意喚起を行っているか。	ア 注意喚起している	イ 特に行っていない	
3 保管庫及び容器への表示			
[cir1] 保管庫及び容器に毒物・劇物等の表示をしているか。	ア 表示している	イ 表示していない	
[cir2] 毒劇物の名称等について明示されているか。	ア 明示されている	イ 明示されていない	
4 管理記録の整備			
[cir1] 管理簿等を備えているか。	ア 備えている	イ 備えていない	
[cir2] 管理簿等に品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量が適切に記入されているか。	ア すべて記入されている ウ 記入していない	イ 一部記入している	
[cir3] 毒劇物が適正に使用されたかどうかの確認が行われているか。	ア 確認している	イ 確認していない	
[cir4] 定期的に数量と管理簿等の照合を行っているか。	ア 定期的に行っている ウ 行っていない	イ 随時行っている	
5 地震等の災害に対する対策			
[cir1] 地震等による転倒の可能性のある保管庫について、転倒防止措置を講じているか。	ア 措置済みである	イ 措置していない	
[cir2] 保管容器に転倒防止措置を講じているか。	ア 措置済みである	イ 措置していない	
6 管理体制の充実			
[cir1] 取扱要領等校内規程の整備が行われているか。	ア 校内規程を定めている	イ 特に定めていない	
[cir2] 管理責任者の指定等が行われているか。	ア 指定している	イ 指定していない	
[cir3] 保管状況の確認などの定期的検査が行われているか。	ア 定期的に検査している ウ 検査していない	イ 随時検査している	
[cir4] 保管管理や理科の実験などの授業中の取扱いについて、教職員に啓発・指導が行われているか。	ア 行っている	イ 行っていない	
[cir5] 毒物及び劇物の危険性や適正な取扱いについて、児童生徒に指導が行われているか。	ア 指導している	イ 指導していない	
7 廃棄処理			
長期間保存されている毒物・劇物等で今後も使用の見込みがないものについて、適正な方法により、速やかに廃棄しているか。	ア すべて廃棄している ウ 廃棄していない	イ 一部廃棄している	

(注) 「整備等がなされていない場合の今後の改善計画」の欄には、今後、いつまでにどのような整備等の改善を行う予定であるかを記入すること。

(別紙2)

学校で学習指導上一般的に扱われている主な毒物及び劇物について

〔◎は小・中・高等学校、○は中・高等学校、無印は高等学校に多いものを示している〕

理科

【毒物に指定されているもの】

薬品名	実験例
黄磷	同素体の観察・実験
フッ化水素酸	ガラスの溶解
水銀	トリチェリーの実験(大気圧の測定)

【劇物に指定されているもの】

薬品名	実験例
◎塩酸	水素の発生、金属との反応、中和反応、アンモニアの検出
◎アンモニア水	水溶液の性質、塩化水素の検出
◎過酸化水素水	酸素の発生
◎水酸化ナトリウム	水の電気分解、金属との反応、中和反応
◎メタノール	アルコールランプの燃料、アルコールの性質
○硫酸	水素の発生
○ヨウ素	ヨウ素デンプン反応
○塩化バリウム	イオンの反応
○硫酸銅、塩化銅	電気分解
酢酸鉛	タンパク質の性質
硝酸銀	銀鏡反応、電気分解
硝酸	窒素酸化物の発生
水酸化カリウム	中和反応
ナトリウム	アルカリ金属の性質
ホルマリン	銀鏡反応、高分子化合物の合成
塩化亜鉛	イオンの反応、乾電池の製作
カリウム	アルカリ金属の性質
四塩化炭素	気体の分子量の測定
臭素	酸化還元反応
フェノール	フェノール樹脂の合成
ニクロム酸カリウム	アセトアルデヒドの生成
アニリン	芳香族化合物の性質

農業

【劇物に指定されているもの】

薬品名	実験例
塩酸	カルシウムの定量
硫酸	タンパク質の定量、炭水化物の定量
硝酸	アミノ酸・タンパク質の反応
アンモニア水	脂質の定量
水酸化ナトリウム	タンパク質の定量、炭水化物(繊維)の定量
氷酢酸	ビタミンの定量、アミノ酸・タンパク質の反応
硫酸銅	脂質の定量、炭水化物の定量

工業

【毒物に指定されているもの】

薬品名	実験例
水銀	圧力の測定

【劇物に指定されているもの】

薬品名	実験例
塩酸	銀の有無の判定、オレンジ[Roman2]の合成(染料)
硫酸	カドミウムの分離操作、安息香酸の合成、スルファニル酸の合成
硝酸	銅の有無の確認、重曹の合成、ニトロベンゼンの合成
アンモニア水	ニッケル、亜鉛等の有無の判定、尿素の合成(肥料)

水酸化ナトリウム	酸の中和剤、重曹の合成、ニトロベンゼンの合成(染料など)
トルエン	各種有機化合物の原料
臭素	鉄とクロムの分離、臭化銀の合成(写真フィルム)
アニリン	スルファニル酸の合成(医薬品、洗剤等をつくる化学反応の学習)

水産

【劇物に指定されているもの】

薬品名	実験例
塩酸	カルシウムの定量
硫酸	タンパク質の定量
硝酸	糖の性質
アンモニア水	水質検査
水酸化ナトリウム	中和反応
ヨウ素	ヨウ素デンプン反応
カリウム	脂質の酸化
水酸化カリウム	脂質の酸化
硝酸銀	食品中の塩分の測定
塩化バリウム	食品中の塩分の測定
酸化銅	食品中の塩分の測定
クロム酸カリウム	食品中の塩分の測定

家庭

【劇物に指定されているもの】

薬品名	実験例
亜ジチオン酸ナトリウム	染色
水酸化ナトリウム	染色
炭酸ナトリウム	染色

●消防法

第8条（防火管理者）

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

- 2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 消防長又は消防署長は、第一項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。
- 4 消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。

第17条（消防用設備等設置義務）

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

- 2 市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによつては防火の目的を充分に達し難いと認めるときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に関して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。
- 3 第一項の防火対象物の関係者が、同項の政令若しくはこれに基づく命令又は前項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、特殊の消防用設備等その他の設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）であつて、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該関係者が総務省令で定めるところにより作成する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画（以下「設備等設置維持計画」という。）に従って設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けたものを用いる場合には、当該消防用設備等（それに代えて当該認定を受けた特殊消防用設備等が用いられるものに限る。）については、前二項の規定は、適用しない。

●失火ノ責任ニ関スル法律

民法第七百九条ノ規定ハ失火ノ場合ニハ之ヲ適用セス但シ失火者ニ重大ナル過失アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

●災害対策基本法

第46条（災害予防及びその実施責任）

災害予防は、次の各号に掲げる事項について、災害の発生を未然に防止する等のために行なうものとする。

- 一 防災に関する組織の整備に関する事項
 - 二 防災に関する訓練に関する事項
 - 三 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
 - 四 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

第47条（防災に関する組織の整備義務）

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この章において「災害予防責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。

第48条（防災訓練義務）

災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

- 2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- 3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。
- 4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

